

神戸市教育・保育施設等における多言語対応支援事業補助金交付要綱

令和2年8月21日 こども家庭局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士、保育教諭又は幼稚園教諭（以下、「保育士等」という。）の業務負担の軽減を図るため、外国人の子どもとの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器（以下、「多言語翻訳機器等」という。）を新たに購入等するための初期費用に対する補助金の交付等に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる施設のうち神戸市内に所在するものとする。ただし、市が設置するものを除くこととする。

- (1) 保育所
- (2) 幼稚園
- (3) 認定こども園
- (4) 地域型保育事業を行う事業所

(対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下、「対象経費」という。）は、多言語翻訳機器等を新たに購入するための初期費用とする。なお、補助金規則第6条第1項及び第2項による補助金等の交付決定前に実施した事業に係る経費も対象に含めることができる。

2 前項に規定する初期費用には、機器を利用するための環境設定費用や保証費用等を含むこととする。

(補助金の算定基準)

第4条 市長は、予算の範囲内において、対象経費の4分の3の額について、112,500円を上限に補助対象者に補助金として交付することができるものとする。

2 前項の規定により算出した補助金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。

3 当該事業に対して、他の補助金等の収入がある場合は、当該収入額を補助金額から控除することとする。

(交付申請)

第5条 補助金規則第5条第1項に基づき、当該補助金の交付を申請するもの（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長

に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条第1項及び第2項による補助金等の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金等の変更等)

第7条 補助対象者は、補助金規則等第7条第1項第1号による承認を受けようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号による承認を受けようとするときは補助事業中止承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止承認通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助対象者は、補助金規則第15条により補助事業の実績を報告しようとするときは、補助事業完了後、補助事業実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助事業完了後に第5条に規定する交付申請を行う場合は、この限りではない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第9号）により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付申請者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助対象者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金規則第19条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を、補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交

付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(関係書類の保存)

第12条 補助対象者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の末日から、5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月21日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。